

この訓練場は、一九六四年東京大会のレガシーであるとともに、オリンピック競技大会のクレー射撃及びライフル射撃を同一会場で実施できるというふうに聞いております。さらに、既存の射撃場の中では選手村から最短距離に位置するものであるといふことになります。

今後、大会の実施に当たつては、安全面を含めた運営に支障が出ることのないよう、大会組織委員会を中心として関係省庁とも十分な対応を同時に検討していく必要があるといふふうに思っています。

一方、大会の競技場以外になつたとしても、伊勢原射撃場の話がありましたが、例えば事前合宿における練習場としてほかの場所を活用するということは考えられることであると思いまして、現在、組織委員会におきましてこの事前合宿の候補地について募集を行つてゐるところがございまして、それへの自治体の積極的な応募等を考えられることがございました。

○井上義行君 時間が来ましたので、再度再考を促して、私の質問を終わりたいと思います。

○松沢成文君 次世代の党の松沢成文でございます。

今回のリオのオリンピックからゴルフというスポーツが競技種目に加わりまして、東京オリンピックもゴルフ競技が行われるわけなので、私はちょっとゴルフを取り巻く問題点について幾つか質問をしたいと思うんです。

まず、文科大臣にはもう委員会で何度も聞いていますから、質問に入る前に、官房長官、ちょっとと通告していませんが、感想でいいんですけど、官房長官はゴルフやられますでしょうか。それで、官房長官にとってゴルフはスポーツなのか、接待の仕事なのか、あるいは娯楽なのか、感覚的にゴルフというのをどう捉えておられますでしょうか。

○國務大臣(菅義偉君) ゴルフはやることはやります、官房長官になつてから一年に一回ができるかできないかでありますけれども、そういう意味

で、スポーツであり娯楽でもあるのかなと思つてあります。

○松沢成文君 文科大臣は、やっぱりゴルフはスポーツだからオリンピックの種目にも入つていい、国体の種目にも入つてゐるんですね、スポーツとしてしっかり捉えなきゃ駄目だというふうなことをこの前おっしゃつていきました。

さあ、そこで、官房長官が管轄している国家公務員の公務員倫理法、この中に政令として国家公務員倫理規程というのがあるんですね。この倫理規程で、公務員がやってはいけないこと、幾つも規定されているんです。利害関係者から金銭とか物品とか不動産の贈与を受けちゃいけないと、これは当然だと思います。とともに、供應、これはつまり相手の負担による飲食ですね。それと、遊技、ゴルフをすることが規定されているんですね。

これ、私はゴルフはスポーツだと思うんですが、このたくさんあるスポーツの中でゴルフだけを何かやり玉に上げて、公務員は利害関係者とゴルフをしてはならないということなんです。供應だとか遊技と同列に扱つちやつてあるんですね。私は、これはちょっと行き過ぎで、ゴルフというスポーツのイメージを極めて悪くしてしまつているんじゃないかなと思いますが、官房長官、いかがでしようか。

○國務大臣(菅義偉君) ゴルフを禁止しているといふふうに思つています。

いうのは、制定当时、ゴルフを手段として過剰な接待が行われたという事実があつたわけでありますから、接待が行われたといふ中でここは禁止されているといふふうに思つています。

ただ、いざれにしろ、この倫理規程については、國家公務員倫理法に基づいて第三者機関であります国家公務員倫理審査会の意見を聞いて制定、改定してきているものであつて、その審査会から意見の申出があれば、そこは適切に対応しておられます。

○國務大臣(菅義偉君) 確かによくといふふうに思つておられますけれども、それは余りに

何回、もう百回以上受けたんだなという、何回も、第三者的審査会の意見を聞いて制定、改定したものでありますから、そこから今委員の御指摘のような考え方の申出があれば、そこは適切に接続は禁止しているんですね。禁止しているけれども、でも、利害関係者とともに自分が費用を負担して飲食をすることはオーケーなんです。

つまり、料亭で利害関係者と情報交換で食事をましょと、でも、これは割り勘でやれば、そこで利益誘導なんかがない形にしようじやないかと、いうことで、割り勘オーケーなんですね。ところが、ゴルフは割り勘も駄目なんです。やつはいけないんですね。やはり、料亭の中でもいろんな対話や情報交換あるでしよう、ゴルフも一日一緒にいるから対話や情報交換あるでしよう。でも、料亭の接待は割り勘ならオーケーなんです。

ゴルフは割り勘でも駄目、一切やつてはならない。こうやつてゴルフを何か接待の道具のように悪玉に使つから、ゴルフというスポーツのイメージがいまだに金持ちの道楽だ、接待の道具だということで、やはりゴルフの健全な発展を阻害していると思うんですが、この辺りは、官房長官、やはり管轄でありますから、官房長官の方からも検討してほしいと、きつととした形にしようじやないかと言つていただきたいと思うんですけど、いかがでしようか。

○國務大臣(菅義偉君) まず、利害関係者とゴルフをする、そのことについては、接待の手段として利用されることが多かつたからこれは禁止されたわけですね。

そして、今委員から御指摘のありましたように、割り勘だつたらどうだということでありますけれども、国民が、ゴルフは委員は完全にスポーツということですけれども、やはりそこは余りにも密接、一日やるわけですから、そういうふうに見られている機会が多いんじゃないかなというふうに思つております。

うに思つております。そこで禁止という形になつてゐるといふふうに思ひます。

いずれにしろ、先ほど来申し上げていますけれども、是非とも、ゴルフはもうスポーツでありますから、余り接待とか、そういうイメージが払拭できるように私たちも努力していきたいと思います。

さあ、そこで、私、予算委員会でも取り上げたんですが、ゴルフというスポーツは、スポーツをプレーするときに唯一ゴルフだけ税金が掛かるんですね。ゴルフ場利用税といふ税金なんです。

かつて日本には娯楽施設利用税といふのがあって、これにはゴルフ場やボウリング場やあるいはマージャンやパチンコや、こういうものの全部娯楽施設ということで利用税掛かっていたんですけど、それが消費税導入のときに、二重課税になるじゃないかということで娯楽施設利用税はやめようとやつて、ほかは全部なくなつたんです。ところが、ゴルフだけは、やつている人が金持ちで担保があるだろうと、少し余分に税金取つてもいいやといふ発想でゴルフ場利用税といふのが残つて、今もずっと統一しているんですね。

これ、文科大臣は、質問で、こういうのはおかしいから是非とも改革するようにといふことで総務大臣にも要請しているといふふうに言つていたいただきました。菅官房長官は元國務大臣でもありますから、この件についていろいろと御存じかもしませんが、実は今、全国で平均、ゴルフ場の一日のプレー料金、首都圏だとみんな一万、二万しますから、もつと高いと私も思つていましたが、全国平均六千円なんですよ。六千円で、今度消費税が八%から一〇%に上がる。そうしたら、

六千円の六百円分が消費税になりますよね。それで、ゴルフ場利用税は、標準の税率というか税額で、というのが八百円で、大体田舎の方で六百円、都会のゴルフ場だと千二百円掛かるわけですね。これ足しますと、六千円のプレーフィーの中で、消費税とゴルフ場利用税で二〇%です。これ、一回スポーツをやるために料金に二〇%余分に税金がかかるなんていうのは、私はちょっととスポーツをやる方に、ゴルファーにとつて不公平じゃないかなと思うつているんです。

され、世界に伝がたしとこの前綱形才日に秀
言つたら、ありますつて反論されちゃつたんですね。
よね。確かに、韓国とか、一部途上国には残つて
います。それから、アメリカも一部州ではゴルフ
場利用税みたいなものがあるんですが、ただ、も
う今スポーツとして捉えてはますから。

私、この前OCに行つてこの話をしたらOCの方、驚いていました。ゴルファー怒らないのかというんですね。いや、もうそれぐらいの感覚なんです。何でゴルフ、スポーツなのに、ゴルフだけ税金掛けるつて、そんなことやつているのがかなとなかなか悩んでいましたけれども。

これは、官房長官、何を言いたいかというと、消費税と二重課税で税率も不公平で問題があると同時に、ゴルフ場のプレー料金を上げちゃつて、いるわけですね。この利用税で、消費税も今度上がります。そうすると、ゴルフ場、過当競争になつて、今、地方ではどんどんゴルフ場潰れていく

るんですよ。バブル崩壊後、日本に大体二千四百あるゴルフ場の中で、八百から九百が法的整理されちゃっているんです。ゴルフ場が潰れますと、ゴルフ場利用税どころか消費税も入つてこなくなる、固定資産税も入つてこなくなる。平均八十人のゴルフ場の職員も失業するわけですね。それか

ら、地方のゴルフ場だと物販もやっています、宿泊もやっています。こういうものが全部失われて、やはり地方創生どころか、地域経済が大きなダメージを受けるんです。

こういふうになつてしまつてはいる一つの原因

レシスカルの活性化につながっていくり、これはオリンピックに出るような優秀な選手も、今、石川遼とか松山英樹とかすばらしい選手出てきました。若い頃からゴルフに熱中して、いい選手出てくるんじやないでしようか。

のことく怒るんですよ。なぜかというと、二ヶ月前に、この場所で、市町村の場利用税は地方税だ、地方税で都道府県と市町村がたくさん財源でもらっているんだと。今約五百億あって、その七割が市町村ですから、市町村に三百六十億、七十億行つてあるわけですね。田舎の方の小さな村とか町で、ゴルフ場が三つぐらい

あつてほかに産業がないところでは、収入の一割はゴルフ場利用税から来ている。こういうところは、いきなりゴルフ場利用税なくなつちやつたらどうやつて食つていけばいいんだ、地方財政がもたないといふんですが、私は、そここそ政治が知恵を働かせて交付税措置を付ければいいじゃない

ですか。そうやって、やっぱりスポーツを健全に育てるために、過度な税、理不尽な税というのを廃止していく。それは、地方自治体は反対しますよ。私も全国知事会にいて、みんな周り反対です、知事さんたち。財源が減るから、それだけなんです。つまり、既得権を守りたいからなんですね。

官に、オリエンピックあるんだからゴルフをスボーツとしてしっかり育てようということで、「ゴルフ」の利用税の廃止、地方自治体にはこういう激変緩和措置をつくる、こういう音頭を取つていただきたい、そして、政府税調でも自民党税調でもしつかり議論をして、是非とも来年の税制改革に入れていただきたいと思うんですが、官房長官のリーダーシップに期待して質問をいたします。どうでしょうか。

○國務大臣（菅義偉君） ゴルフ関連団体の皆さんも、日本政策学会、日本経済新聞、日本経済新聞社など、

は財務省をすへきたとしき意見もしてあたがい自治体は貴重な財源であるところことで、これは自民党的税調の中でも真つ二つに分かれるんですね。けんけんがくがくの議論を実は私どもしてきました。私は総務大臣のときは烈火のじとく怒りませんでした。

いすれば、ここは現実として地方自治体はその財源によって運営されているということでも、これ事実でありますから、そうしたことも考えたがらこれは対応していくことが大事だらうといふうに思います。

○松沢成文君 それでは最後に、ちょっと通告しておきます。
でもらえるのかなと思います。

○国務大臣(下村博文君)　スポーツを所管する大臣として、松沢委員の言われていることは至極もつともなことだというふうに私も思います。そういう御持論をお持ちだと思いますが、官房長官に訴える気持ちで御答弁いただけないでしょうか。

ただ、総務省からすると、やつぱり財源問題題がありますから、これは総務省とよく相談しながらしてもらうことによって、結果的に地方自治体の財源減らない、そういう工夫が財務省ができたと

きに、これは即でもこのゴルフ税等は廃止すべきだというふうに思います、そういう調整をすべきときには来るのではないかと。

これはもうゴルフがオリンピック・パラリンピックの正式種目に決まったわけですから、「ゴルフだけが何かこうスポーツだけではなくて逸脱したものだ」ということは、これはやっぱり好ましくないと思いますので、是非そういうスタンスで今後も取り組みたいと思います。

○松沢成文君 私、昨年の予算委員会で安倍総理大臣に、私、今年の予算委員会で安倍総理大臣に、

はこの質問をしたときに、結論をすごく問題意識を持っていて、やはりオリンピックがあるこの時期にしつかりとした改革をすべきじゃないかといふことで、総務大臣とも意見交換をしてみたいといふ答弁だったんですね。

にならぬようですが、私は党が違いますから分かれませんけれども。その中で、やはり財源の問題を最後しつかりしないとこれは簡単にはできないわといふことでありました。今は、でも地方交付税を増えているんですね。それから、景気良くなつてくれば、消費税も増えれば地方消費税も増えてい

きります。ですから、自治体の財政にとつては今、
そんなに……
○委員長(水落敏栄君) そろそろおまともめぐださ
い。
○松沢成文君 かつてより厳しい状況ではないら
ですよ。

自分たちでゴルフ場利用税がなくても自治体経営ができるといふやつばかり自立をしていただかないと、昔からあつた財源だから絶対に手放せないと、ことだけで反対されても私は日本の改革は進まないと思うんで、是非とも官房長官そして文科大臣におかれましては、内閣の中でもあるい

は自民党の中でもこの改革が進むよう御尽力をいただきたい、お願いして、質問を終わります。ありがとうございました。